

岩手県議会告示第2号

岩手県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県議会議長 工藤大輔

岩手県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年岩手県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、<u>電子情報処理組織を利用して申請等を行う場合において従うこととされている様式に記載すべき事項</u>を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による申請等を行う者は、議長が別に定めるものを除き、議長から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、<u>次に掲げる事項</u>を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。<u>ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力できない場合には、当該事項が記載された書面等を提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を利用して申請等を行う場合において従うこととされている様式に記載すべき事項</u></p> <p>(2) <u>当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>議長は、第1項第2号に掲げる事項が電子情報処理組織により入力された場合において、当該入力された事項の確認のために必要があると認めるときは、当該申請等を行った者に対し、必要な限度において、当該事項が記載された書面等の提出を求めることができる。</u></p> <p>4 第1項の規定による申請等を行う者は、議長が別に定めるものを除き、議長から事前に交付された識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。<u>ただし、議長が別に定める申請等を行う者は、申請等を行うときに、当該申請等に係る情報に電子署名を行い当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書を併せて送信し、又は議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</u></p> <p>(2) <u>商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成した電子証明書</u></p>

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が別に定める電子証明書

5 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が条例第3条第1項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6 第1項ただし書に規定する書面等又は前項に規定する書面等以外の有体物は、議長の定めるところにより提出しなければならない。

7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項を入力したものとみなす。

8 議長は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第1項各号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

(1) 申請等を行う者に係る第4項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項

(2) 申請等を行う者に係る第4項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書に記載された事項で議長が定めるもの

(3) 電気通信回線を使用して議長に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、第3条第3項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。

2 [略]

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、第3条第4項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。ただし、議長が別に定める申請等については、電子署名を行い当該電子署名に係る電子証明書であって同項各号に掲げる電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信する措置又は議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置とする。

2 [略]

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする

措置であって規則等で定めるものは、前項に規定する措置に準ずるものとする。

措置であって規則等で定めるものは、第1項に規定する措置に準ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。